

B 1 - 2 7

5 年 保 存 (常)
(平成36年12月31日まで)

F N . B 1 - 7 - 0
鹿 生 企 第 1 6 3 号
平 成 3 1 年 3 月 2 5 日

各部長
各参事官 殿
各所属長

本 部 長
担当 犯罪防止対策課 TEL

防犯アドバイザー運用要綱の制定について (通達)

防犯アドバイザー制度は、防犯環境設計や防犯建物部品に精通した防犯設備士やパトロール実施について豊富な経験を有する警備員等、防犯対策に知見を有する者を警察に登録し、学校、事業者、地域住民等の要望に応じて派遣することにより、地域住民等に対し専門的な防犯知識を提供するための機会を充実させるとともに、地域住民等の防犯意識の習得に資することを目的とするものである。

防犯アドバイザーの運用については、これまで、「防犯アドバイザー運用要綱の制定について (通達)」(平成19年4月10日付け鹿生企第83号。以下「旧通達」という。)により運用してきたところであるが、このたび、防犯アドバイザー制度事業と防犯訓練等事業を一本化するなどの見直しを行い、新たに別添のとおり「防犯アドバイザー運用要綱」を定めたので、各警察署にあっては、自治体、地域住民及び防犯ボランティア団体と連携して、計画的な防犯教室等を開催するなど効果的な運用に努められたい。

なお、この通達は平成31年3月25日から施行し、旧通達は平成31年3月24日限り廃止する。

防犯アドバイザー運用要綱

第1 総則

1 目的

この要綱は、地域住民等が専門的な知識を身につけるため、防犯環境設計や防犯建物部品に精通した防犯設備士やパトロール実施について豊富な経験を有する警備員等、防犯対策に知見を有する者を防犯アドバイザーとして警察に登録し、学校、事業者、地域住民（以下「地域住民等」という。）の要望に応じて派遣するため、防犯アドバイザーの身分、委嘱、業務等について必要な事項を定め、もって防犯アドバイザー制度の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

2 任務

防犯アドバイザーの任務は次のとおりとする。

- (1) 地域住民等の要望に応じ、防犯講習を実施すること。
- (2) 地域住民等の要望に応じ、防犯用品展示会を実施すること。
- (3) 地域住民等の要望に応じ、防犯診断を実施すること。
- (4) 地域住民等の要望に応じ、防犯相談を実施すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、地域住民等が専門的な防犯知識を身につけるため本部長が必要と認めることを地域住民等に教示し、指導すること。

3 担当部署

防犯アドバイザーに関する業務は、生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）において処理する。

4 運営方針

防犯アドバイザー制度の運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 計画的、継続的な派遣に努めること。
- (2) 県民の防犯意識の啓発や高揚に努めること。
- (3) 具体的、実践的な防犯知識の普及に努めること。
- (4) 防犯アドバイザーの選定に当たっては、被委嘱者の防犯分野に関する専門的な知識について検討すること。
- (5) 広報媒体を通じ、防犯アドバイザー制度についての周知を図るよう努めること。
- (6) 専門的な知識を有する適格な防犯アドバイザーをより多く登録するよう努めること。

第2 防犯アドバイザーの委嘱等

1 委嘱等

- (1) 本部長は、次に掲げる要件を満たしている者のうちから、防犯アドバイザーを委嘱する。

ア 総合防犯設備士又は防犯設備士

イ 防犯性能の高い建物部品取扱業者のうち、防犯対策に知見を有する者

ウ 防犯対策に知見を有する警備員

エ その他本部長が防犯対策に知見を有すると認める者

- (2) 前項の規定による委嘱は、委嘱状（別記第1号様式）を交付して行う。

(3) 防犯アドバイザーの推薦要件は、次のとおりとする。

ア 防犯アドバイザーとしての業務を遂行しうるに足る体力、人格、教養及び識見を有し、かつ、当該業務に熱意がある者

イ 推薦時において、3年以上継続して委嘱することについて支障を来すおそれが見込まれない者

ウ 県内に居住又は勤務先所在地を有する者

エ 企業等の被雇用者であるときには、雇用者等からの承認を得られる者

(4) 前項の規定による推薦は、防犯アドバイザー推薦調書（別記第2号様式）に、被推薦者自筆による履歴書（市販でも可）及び身分証明書の写しを添えて、被推薦者の住居又は勤務先の所在地を管轄する警察署長が行うものとする。

(5) 履歴書には、推薦前3か月以内に撮影された無帽、正面、上三分身、無背景の写真を貼り付けるものとし、また、企業等の被雇用者については、雇用者等からの承認書（様式自由）を併せて提出するものとする。

2 登録期間

防犯アドバイザーの登録期間は、原則3年間とし、期間の更新を妨げないものとする。

3 解嘱等

(1) 本部長は、防犯アドバイザーが転勤等によりその職務を継続することが困難となるなどの理由により辞任の申出があったとき、又は防犯アドバイザーにその業務を遂行するのに適さない事由が発生したと認められるときは、登録期間中にかかわらずこれを解嘱することができる。

(2) 辞任の申出は、防犯アドバイザー辞任申出書（別記第3号様式）により行う。

第3 業務管理等

1 遵守事項

防犯アドバイザーの遵守事項は、次のとおりとする。

(1) 業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 防犯アドバイザーとしての業務中には、自らの利益を追求することを目的とした営業行為又は類似行為を行ってはならない。

(3) その他防犯アドバイザーとしての信用を傷つけ、不名誉となるような行為を行ってはならない。

2 名簿管理

生活安全企画課長は、防犯アドバイザー名簿（別記第4号様式）を作成してこれを管理する。

3 業務依頼

(1) 防犯アドバイザーの業務依頼は、地域住民等が防犯アドバイザー要望書（別記第5号様式）を地域住民等の住所地を管轄する警察署長を経て本部長（生活安全企画課長経由）に提出することにより行う。

(2) 防犯アドバイザー要望書を受理した本部長（生活安全企画課長経由）は、派遣する防犯アドバイザーについての調整を行った後、防犯アドバイザーに対し業務依頼を行う。

(3) 前項の規定による業務依頼は、防犯アドバイザー業務依頼書（別記第6号

様式) により行う。

4 業務報告

警察署長は、防犯アドバイザーが業務を終了したときは、速やかに防犯アドバイザー業務実施結果報告書（別記第7号様式）を本部長（生活安全企画課長経由）に提出するものとする。

第4 その他

1 謝金等

業務依頼により防犯講習等を実施した場合は、その都度防犯アドバイザーに謝金及び旅費を支給する。

別記

第1号様式(2の1(2)関係)

第〇〇号

委 嘱 状

〇 〇 〇 〇 殿

あなたを防犯アドバイザーとして委嘱します。

委嘱期間 〇〇年〇月〇日から
 〇〇年〇月〇日まで

〇〇年〇月〇日

鹿児島県警察本部長

印

第2号様式（2の1(4)関係）

1 年 未 満 保 存 (〇〇年〇月〇日まで)

FN. B 1 - 4 - 1
 〇 〇 号 外
 〇 〇 年 〇 月 〇 日

本部長 殿

〇 〇 署 長

担当	〇〇〇係	TEL	〇〇〇
----	------	-----	-----

防犯アドバイザー推薦調書

ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日生 (歳)
本 籍			
現 住 所			
職 業			
勤 務 先			
アドバイザー 一業務に関 係する経歴 等			
委嘱の要件 及び資格			
推薦所属長 意見			

年 月 日

鹿児島県警察本部長 殿

住 所

氏 名

防犯アドバイザー辞任申出書

防犯アドバイザー運用要綱の規定により、辞任を申し出ます。

1 委嘱年月日 年 月 日

2 辞任の理由

処理欄

第4号様式（3の2関係）

防犯アドバイザー名簿

氏名	委嘱期間	住所	知見を有する分野

第5号様式（3の3(1)関係）

1 年 未 満 保 存 (〇〇年〇月〇日まで)

FN. B 1 - 4 - 1
〇 〇 号 外
〇 〇 年 〇 月 〇 日

本部長 殿

〇 〇 署 長
担当 〇〇〇係 TEL 〇〇〇

防犯アドバイザー要望書

防犯アドバイザー運用要綱の規定により，次のとおり要望します。

要 望 団 体 名	
派 遣 要 望 日 時	
派 遣 要 望 地	
要 望 内 容	
担 当 者 及 び 連 絡 先	

第6号様式（3の3(3)関係）

鹿生企第 号
〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇 殿

鹿児島県警察本部長

防犯アドバイザー業務依頼書

防犯アドバイザー運用要綱の規定により、次のとおり業務を依頼します。

種 別	
防犯アドバイザー 氏 名	
業 務 名	
業務期間及び時間	
業 務 地	
業 務 内 容	
担当者及び連絡先	

第7号様式（3の4関係）

1 年 未 満 保 存 (〇〇年〇月〇日まで)
F N . B 1 - 4 - 1
〇 〇 号 外
〇 〇 年 〇 月 〇 日

本部長 殿

〇 〇 署 長

担当	〇〇〇係	TEL	〇〇〇
----	------	-----	-----

防犯アドバイザー業務実施結果報告書

防犯アドバイザー運用要綱の規定により，次のとおり結果を報告します。

業 務 名	
業 務 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
業 務 地	
実施業務内容	
備 考	